

第2章 地域の概要

第1節 位置と地形

本市は、関東地方のほぼ中央、埼玉県の北東部に位置し、東京へ60km、さいたま市（浦和区）へ40kmの距離にあります。市域は東西10.25km、南北6.71km、面積58.64km²となっています。

市の北部は利根川を挟んで群馬県に接し、東部及び南部は加須市に、西部は行田市に接しています。

本市は古くから利根川の氾濫が甚だしい地帯であり、自然堤防や河畔砂丘が多く存在するため、一様に平坦ではなく、高い部分を畑や住居に使い、湿地を水田等に利用してきました。

会の川流域は、川俣、新郷、岩瀬、須影の各地区に河畔砂丘が存在していましたが、昭和30年代から土地改良事業や土地区画整理事業による整備が進み、現在では河川や用排水路が縦横に走る県北の穀倉地帯となっています。

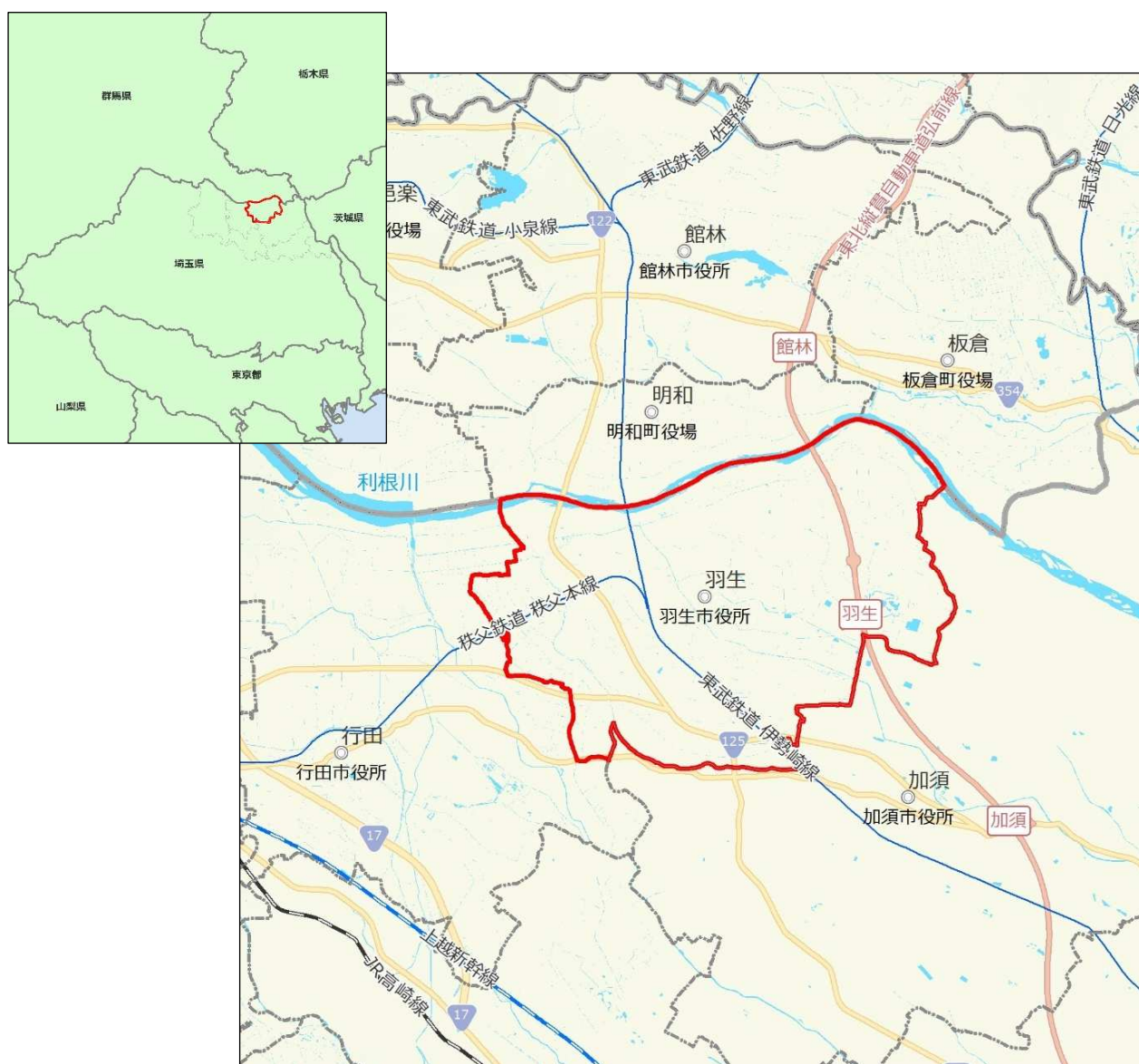


図2-1-1 羽生市の位置

第2節 人口

本市の人口は減少傾向、世帯数は増加傾向で推移しています。

世帯数あたりの人員は、平成24（2012）年の2.68人から令和3（2021）年の2.29人へと減少しています。

人口と世帯数の推移を表2-2-1及び図2-2-1に示します。

表2-2-1 人口及び世帯数の推移 （各年4月1日現在）

年	人口（人）	世帯数（世帯）
平成24年	55,607	20,741
平成25年	56,331	21,470
平成26年	56,041	21,692
平成27年	55,838	21,940
平成28年	55,589	22,235
平成29年	55,350	22,490
平成30年	55,087	22,772
平成31年	54,958	23,107
令和2年	54,584	23,413
令和3年	54,222	23,635

出典：国勢調査、住民基本台帳

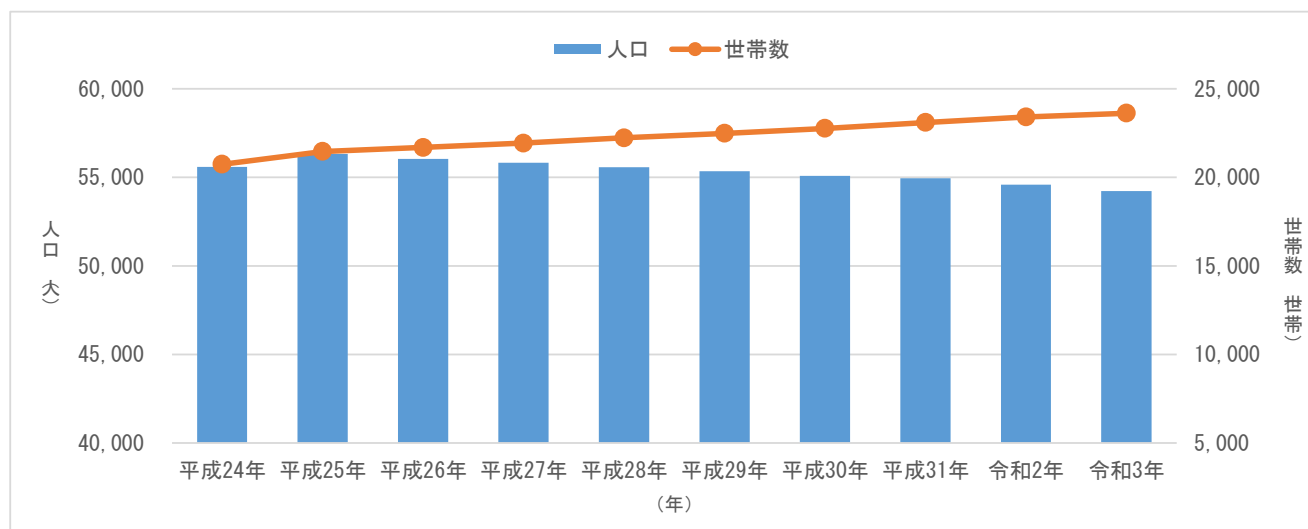


図2-2-1 人口及び世帯数の推移

出典：国勢調査、住民基本台帳

第3節 産業

1. 産業別就業者数

本市の産業別就業者数は、農業等の第一次産業と建設業や製造業の第二次産業が減少し、サービス業等の第三次産業が増加しています。

産業別就業者数の推移を表2-3-1及び図2-3-1に示します。

表2-3-1 産業別就業者数の推移

単位：人

年	第一次産業	第二次産業	第三次産業
平成7年	1,881	12,525	14,227
平成12年	1,617	11,766	15,332
平成17年	1,442	10,634	15,784
平成22年	1,064	8,836	15,940
平成27年	943	8,573	15,958

出典：国勢調査

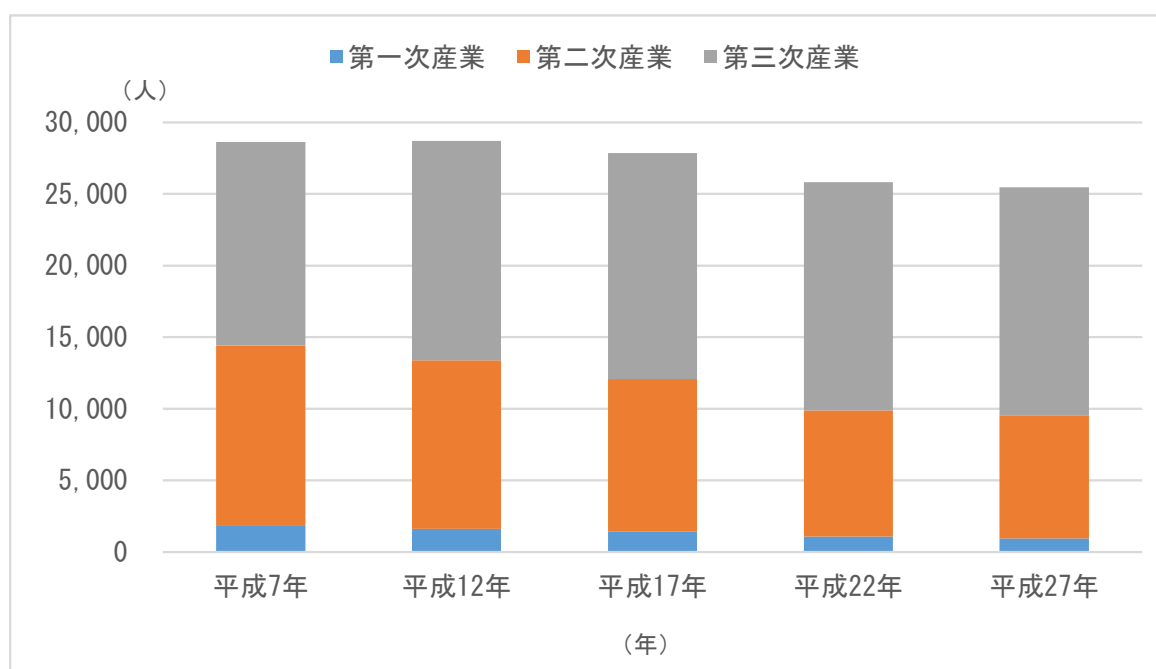


図2-3-1 産業別就業者数の推移

出典：国勢調査

2. 産業別事業所及び常用雇用者数

本市の産業別事業所は、「卸売業・小売業」が最も多く、次いで「製造業」、「宿泊業・飲食サービス業」となっています。常用雇用者数は、「製造業」が最も多く、次いで「卸売業・小売業」、「医療・福祉」となっています。

産業別事業所数及び常用雇用者数を表2-3-2に示します。

表2-3-2 産業別事業所及び常用雇用者数 (平成28年6月1日現在)

業種	事業所数		常用雇用者数	
	件	割合 (%)	人	割合 (%)
農業・林業	10	0.5	155	0.8
漁業	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—
建設業	177	8.2	465	2.3
製造業	322	14.8	7,058	34.8
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.1	7	0.0
情報通信業	4	0.2	11	0.0
運輸業・郵便業	73	3.4	1,282	6.3
卸売業・小売業	624	28.7	4,325	21.3
金融業・保険業	22	1.0	225	1.1
不動産業・物品賃貸業	86	4.0	86	0.4
学術研究・専門・技術サービス業	55	2.5	317	1.6
宿泊業・飲食サービス業	229	10.5	1,673	8.2
生活関連サービス業・娯楽業	218	10.0	649	3.2
教育・学習支援業	74	3.4	336	1.7
医療・福祉	158	7.3	2,865	14.1
複合サービス事業	14	0.6	287	1.4
サービス業	104	4.8	561	2.8
合計	2,171	100.0	20,302	100.0

出典：経済センサス

第4節 土地利用状況

本市の総面積は、5,864ha で田畑が最も大きくなっています。
土地利用状況を表2-4-1及び図2-4-1に示します。

表2-4-1 土地利用状況 (令和2年1月1日現在)

区分	面積 (ha)	割合 (%)
田	1,594.2	27.19
畑	1,056.1	18.01
宅地	1,241.9	21.18
山林	18.6	0.32
原野	7.1	0.12
池沼	0.7	0.01
雑種地* ¹	216.5	3.69
その他* ²	1,728.9	29.48
合計	5,864.0	100.00

出典：令和2年度版 統計はにゅう

- * 1 田畑、宅地、山林、原野、池沼以外の土地
- * 2 河川や道路、非課税地等

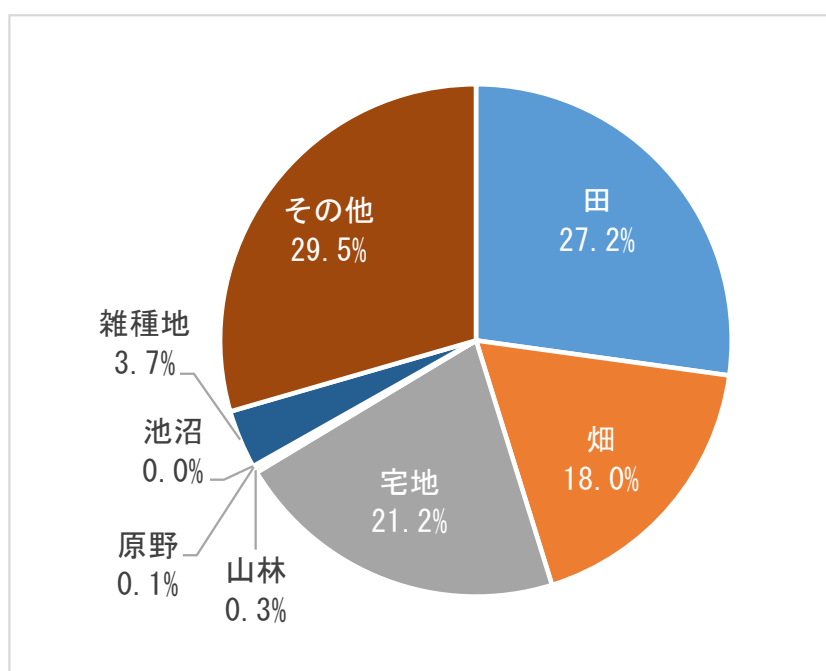


図2-4-1 土地利用状況

出典：令和2年度版 統計はにゅう

第5節 関連計画

本計画は、国及び県の計画と整合を図るものとします。

1. 国の計画

1-1 第五次環境基本計画

国では、平成30（2018）年4月17日に「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。計画の概要は次のとおりです。

目指すべき社会の姿

1. 「地域循環共生圏」の創造
2. 「世界の範となる日本」の確立
3. これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現

6つの重点戦略

- ①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ②国土のストックとしての価値の向上
- ③地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤持続可能性を支える技術の開発・普及
- ⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

重点政策を支える環境政策

- 気候変動対策
- 循環型社会の形成
- 生物多様性の確保・自然共生
- 環境リスクの管理
- 基盤となる施策
- 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

1-2 第四次循環型社会形成推進基本計画

国では、平成30（2018）年6月19日に循環型社会形成推進基本法に基づき、「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。

計画の概要は次のとおりです。

【計画の7つの柱】

持続可能な社会づくりとの統合的取組

将来像：誰もが持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上

多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化

将来像：循環資源、再生可能資源、ストック資源を活用し、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等
災害に強い地域でコンパクトで強靱なまちづくり

ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

将来像：第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行う

適正処理の更なる推進と環境再生

将来像：廃棄物の適正処理のシステム、体制、技術が適切に整備された社会
海洋ごみ問題が解決に向かい、不法投棄等の支障除去が着実に進められ、空き家等の適正な解体・撤去等により地域環境の再生が図られる社会
東日本大震災の被災地の環境を再生し、未来志向の復興創生

万全な災害廃棄物処理体制の構築

将来像：自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に、平時から廃棄物処理システムの強靱化を図り、災害時に災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理できる社会

適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

将来像：適正な国際資源循環体制の構築、我が国の循環産業の国際展開により、資源効率性が高く、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界

循環分野における基盤整備

将来像：情報基盤が整備・更新され、必要な技術の開発が継続的に行われ、人材が育成され、多様な主体が高い意識を持って、行動する社会

【4つの指標と目標値】

指標	平成12（2000）年度	平成27（2015）年度	令和7（2025）年度目標
資源生産性（万円/トン）	2.4	3.8	4.9（平成12年度の約2倍）
入口側の循環利用率（%）	1.0	1.6	1.8（平成12年度の約1.8倍）
出口側の循環利用率（%）	3.6	4.4	4.7（平成12年度の約1.3倍）
最終処分量（百万トン）	5.7	1.4	1.3（平成12年度より▲77%）

1-3 廃棄物処理施設整備計画

国では、平成30（2018）年6月19日に廃棄物処理法に基づき策定される「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定しました。

計画の概要は次のとおりです。

基本的理念

- (1) 基本原則に基づいた3Rの推進
- (2) 気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保
- (3) 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

整備及び運営の重点的なポイント

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進
- (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
 - ・ 廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていく。
 - ・ 地方公共団体及び民間事業者との連携による施設能力の有効活用や施設間の連携他のインフラとの連携など、地域全体で安定化・効率化を図っていく。
- (3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進
 - ・ よりエネルギー効率の高い施設への更新、小規模の廃棄物処理施設における効果的なエネルギー回収技術の導入、地域のエネルギーセンターとして周辺の需要施設や廃棄物収集運搬車両等への廃棄物エネルギーの供給等に取り組み、地域の低炭素化に努める。
 - ・ 施設整備等のできるだけ早い段階から、様々な関係者が連携して、地域における廃棄物エネルギーの利活用に関する計画を策定する。
- (4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進
- (5) 災害対策の強化
 - ・ 施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、地域の防災拠点として電力・熱供給等の役割も期待できる廃棄物処理システムの強靱性を確保する。
- (6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備
 - ・ 地域の課題解決や地域活性化に貢献するため、廃棄物処理施設で回収したエネルギーの活用による地域産業の振興、廃棄物発電施設等のネットワーク化による廃棄物エネルギーの安定供給及び高付加価値化、災害等の防災拠点としての活用、循環資源に関わる民間事業者等との連携、環境教育・環境学習機会の提供等を行う。
- (7) 地域住民等の理解と協力の確保
- (8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

2. 埼玉県計画

埼玉県では、令和3（2021）年3月に令和3年度から令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とする「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定しました。あわせて、食品ロス削減推進法に基づき、食品ロス削減の推進に関して「埼玉県食品ロス削減推進計画」を策定しました。

将来像

県、市町村、県民及び事業者などの全てのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現

基本方針

- 第1 廃棄物をリサイクルし、資源の循環的利用を推進する。
- 第2 廃棄物を適正処理し、環境への負荷を低減する。
- 第3 災害発生時において、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保する体制及び廃棄物処理施設を中心とした施設のレジリエンスを高める。
- 第4 将来直面する少子高齢化や人口減少においても持続可能な廃棄物の適正処理体制を維持する。

数値目標

項目		数値目標	
		基準年度 平成30（2018）年度	目標年度 令和7（2025）年度
一般 廃 棄 物	1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	524 g/人・日	440 g/人・日
	事業系ごみ排出量	535千t	451千t
	1人1日あたりの最終処分量	34 g/人・日	28 g/人・日
	再生利用率	23.9%	33.6%
産業廃棄物最終処分量		159千t	150千t
食品ロス量		266千t	240千t

重要課題

- 1 食品ロスの削減
- 2 プラスチック資源の循環的利用の推進
- 3 廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用

重点施策

- I 3Rの推進
- II 廃棄物の適正処理の推進
- III 災害発生時のレジリエンス強化
- IV 持続可能な廃棄物処理の推進

3. 市の計画

3-1 第6次羽生市総合振興計画

本市では、平成30（2018）年3月に、平成30年度から令和9（2027）年度を計画期間とした「第6次羽生市総合振興計画」を策定しました。政策7の中で、ごみに関する取組や目標を設定しています。

計画の概要は次のとおりです。

まちづくりの姿勢

市民が主役のまちづくり

まちづくりの基本理念

市民参加、市民参画、市民協働

次世代に引き継ぐ、次世代に誇れるまちづくり

将来都市像

誰もが幸せを感じる、住み続けたいまち 羽生

施策の大綱

- | | |
|------------|---------------------|
| 政策1 協働・文化 | 地域とともに生きるまちをつくる |
| 政策2 子育て・教育 | 子どもを育て学びを高めるまちをつくる |
| 政策3 福祉・健康 | 元気で助け合えるまちをつくる |
| 政策4 安全・安心 | いのちと暮らしを守るまちをつくる |
| 政策5 産業・雇用 | 活気と魅力あるまちをつくる |
| 政策6 都市基盤 | インフラを整え生活を支えるまちをつくる |
| 政策7 生活環境 | きれいで自然を感じるまちをつくる |

7-2 ごみ処理の適正化

- (1) ごみの減量化と排出抑制の推進
- (2) 再利用・再資源化の推進
- (3) 市民意識の向上
- (4) 処理体制の効率化

【目標指標】

指標	現在値	目標
	平成28（2016）年度	令和4（2022）年度
市民一人一日当たりのごみ排出量	983g	895g
再生利用率	23.5%	28.8%
最終処分率	3.6%	3.1%

- | | |
|----------|------------------|
| 政策8 行政経営 | 健全な経営で自律するまちをつくる |
|----------|------------------|

3-2 第3次羽生市環境基本計画

本市では、令和3（2021）年3月に、令和3年度から令和12（2030）年度を計画期間とした「第3次羽生市環境基本計画」を策定しました。基本目標2ではきれいな水に関して、基本目標4ではごみに関する施策と環境指標を設定しました。

計画の概要は次のとおりです。

目指す環境像

水と緑を生かし、安心して暮らせる環境にやさしいまち

基本目標1 自然の恵みを活かすまち

基本施策 1-1 生物多様性の恵み・役割の保全と啓発

基本施策 1-2 自然との豊かなふれあいづくり創出

重点取組 1 自然の恵みを楽しむ

基本目標2 快適で安心して暮らせるまち

基本施策 2-1 清らかな水の保全と再生

環境指標 河川・水路のBOD年平均値3mg/L以下の測定地点割合：100%

生活排水処理率：100%

下水道整備率：100%

基本施策 2-2 快適に暮らせる生活空間の保全・創出

重点取組 2 きれいな水とのふれあいの向上

基本目標3 気候変動の緩和と適応を進めるまち

基本施策 3-1 地球温暖化に適応し、安心して暮らせる環境の創出

基本施策 3-2 エネルギーの有効活用など低炭素・脱炭素社会の構築

重点取組 3 エネルギーを賢く使う

基本目標4 資源を大切に作る循環型社会のまち

基本施策 4-1 ごみの排出抑制と資源の循環利用の推進

環境指標 市民1人1日あたりのごみ排出量：865g

資源化率：30%

彩の国エコぐるめ事業への登録：20件

基本施策 4-2 効率的な資源循環と適正な廃棄物処理の推進

環境指標 生ごみ処理機器累積補助件数：3,000基

ごみ分別方法・収集日の周知：対策の推進

今後のごみ処理方法について：広域化の推進

重点取組 4 4Rを進め、ごみを減らす

基本目標5 みんなで環境を守り・育み・活かすまち

基本施策 5-1 環境を学び・考え・行動する人づくりの推進と支援

基本施策 5-2 協働による環境活動の推進と支援

重点取組 5 環境を楽しむライフスタイルをつくる

第6節 政策的要因

6-1 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標の後継として、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択されました。SDGsは「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

「第3次羽生市環境基本計画」は、SDGsの理念を踏まえて各施策を展開していることから、本計画においても同様に施策を定め推進していきます。

【SDGsの17のゴールについて】

第3次羽生市環境基本計画より抜粋

 目標1: 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 目標10: 人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する
 目標2: 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 目標11: 住み続けられるまちづくり 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する
 目標3: すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 目標12: つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
 目標4: 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する	 目標13: 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 目標5: ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う	 目標14: 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 目標6: 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 目標15: 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 目標7: エネルギーをみんなにクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 目標16: 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 目標8: 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	 目標17: パートナリープで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 目標9: 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	

6-2 食品ロス削減推進法

食品ロス削減推進法が令和元（2019）年10月に施行されました。この法律は、まだ食べることができる食品が廃棄されないよう、社会全体として、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図り、できるだけ食品として活用するためのものです。

法の概要は次のとおりです。

○食品ロスの削減の定義（第2条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

○責務等（第3条～第7条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

○食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

○食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける。

○基本方針（第11条～第13条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

○基本的施策（第14条～第19条）

①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等

※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む

②食品関連事業者等の取組に対する支援

③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰

④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究

⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供

⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

○食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

6-3 プラスチック資源循環促進法

『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）が令和4（2022）年4月に施行されます。この法律は、プラスチック製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組を促進するためのものです。

法の概要は次のとおりです。

基本計画の策定

プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する基本方針を策定する。

- プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

個別の措置事項

設計・製造

【環境配慮設計指針】

- 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。
※認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。

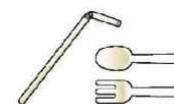


〈付け替えボトル〉

販売・提供

【使用の合理化】


- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。
※主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。




〈ワンウェイプラスチックの例〉

排出・回収・リサイクル

【市区町村の分別収集・再資源化】

- プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。

〈プラスチック資源の例〉
- 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。
※主務大臣が認定した場合に市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。

【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。
※主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。
- 
- 〈店頭回収等を促進〉

【排出事業者の排出抑制・再資源化】

- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。
※主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。
- 排出事業者等が再資源化計画を作成する。
※主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。